

ますな

VOL.136

令和3年1月1日号

目次

- P2 ■新年のあいさつ
■福祉機器貸出事業
- P3 ■たまな生活サポーター養成講座
- P4 ■赤十字講習会救急法基礎講習を開催します
- P5 ■生活福祉資金特例貸付
- P6 ■たまな成年後見センター
- P7 ■赤い羽根共同募金実績報告
■たまっ子らんどクリスマスお楽しみ会
- P8 ■善意の寄附のご紹介
■手話体験教室

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846
E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp
URL <http://www.tamasha.jp>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の
配分金を財源に発行しています。



丑 2021

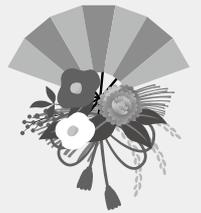


子育て支援センターたまっ子らんど クリスマスお楽しみ会を実施しました。



社会福祉法人
玉名市社会福祉協議会

会長 藏原 隆浩



新年あけまして おめでとーございます

皆様におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、本会の運営ならびに事業活動に對しまして、多大なご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、日常生活において人と人との距離を取り、接触する機会を減らすことが求められるなかで、地域における支え合いや、つながりの希薄化が懸念されます。また、毎年のように大規模災害が相次いでおり、昨年7月には県南を中心に豪雨災害による甚大な被害が発生いたしました。一日も早い復旧と復興を、心よりお祈り申し上げますとともに、被災地においてボランティア活動にご尽力された市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

これまで、私たちは、地域コミュニティでの支え合いはもちろん、さまざまな課題に、市民の視点に立った取り組みを重ね、暮らしや文化をより豊かにするための活動を生み出してきました。ウイルス感染が心配される状況下において、「つながりをたやさない社会」を維持するために、玉名市社会福祉協議会では、引き続き皆様のお力添えを頂きながら、「顔の見える関係づくり」や「つながり」を大切に、多様な人が出会い、ふれあい、学びあいながら、一人ひとりに寄り添い、地域福祉の推進に取り組みで参りますので、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が皆様方にとって希望に満ちた素晴らしい年になりますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

福祉機器貸出事業

介護ベッドや車椅子、歩行器等の福祉機器の使用が必要な方へ貸出しを行なっています。機器の貸出状況によっては、貸出しできない場合がありますので、お早めにご相談ください。

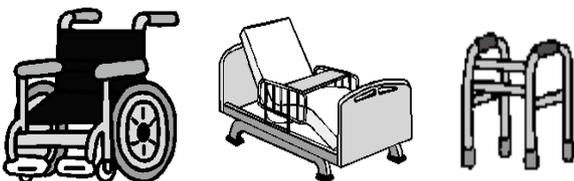
■貸出機器の種類

介護ベッド、車椅子、歩行器、エアーマット

■対象者

玉名市民の方で福祉機器が必要な方

※介護保険サービス利用者以外の方を対象としています。介護保険サービスを利用の方は、ご担当のケアマネージャー（介護支援専門員）を通じてご相談ください。



■使用料(会員世帯)

●車椅子・歩行器

1ヶ月無料 継続利用料 200円

●介護ベッド

手動1ヶ月 1,000円 継続使用料 500円

電動1ヶ月 2,000円 継続使用料 700円

●エアーマット

1ヶ月 1,000円 継続使用料 500円

※使用料金は前払いになります。

※運搬が必要な場合は運搬料が必要になります。

■貸出申請

事前にご相談いただき福祉機器借用申請書をご提出ください。

※申請には印鑑が必要です。

■お問合せ先

玉名市社会福祉協議会各支所まで

玉名支所 73-9050 横島支所 84-2228

岱明支所 57-4141 天水支所 82-3737

地域の支えあい活動

社会貢献と生きがい就労

たまな生活サポートセンター

地域の『支えあい』とは？



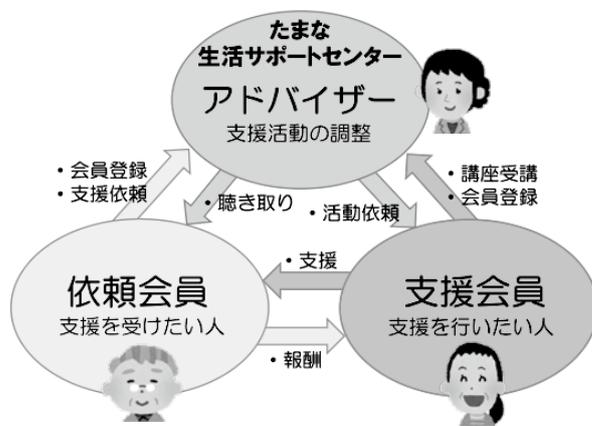
高齢となり日常生活で「ちょっと困ったな、手伝ってほしいな」の声に地域住民同士が気軽に支えあえる相互支援活動です。

有償の活動ですが、営利を目的とせず、依頼者の負担軽減や感謝の思いを謝礼金（報酬）のやり取りであらわしています。

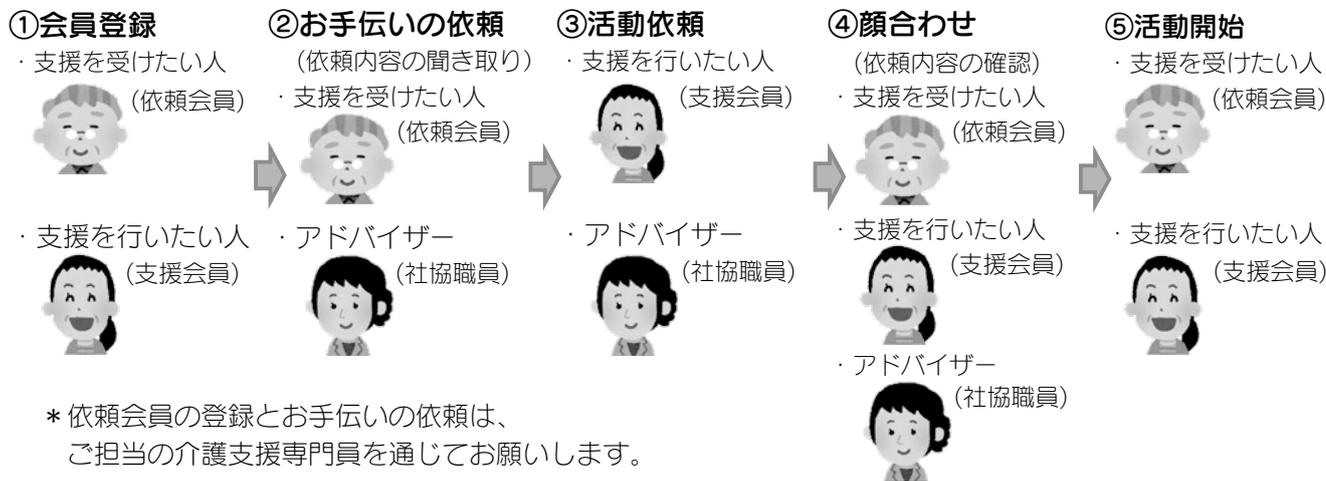
会員登録をすることで支援活動をする事も依頼して支援を受けることもできます。一方的に支援をするということではなく、自分にできることや元気な時に手助けが必要な人に手を差し伸べ、お互いに支え合うことができる仕組みをつくっていきます。

『支えあい活動』のしくみ

生活サポートセンターは「支援を受けたい人(依頼会員)」と「支援を行いたい人(支援会員)」を結ぶ会員組織です



『利用』のながれ



あなたもサポーターとして活躍してみませんか？

令和2年度 生活サポーター養成講座 受講者募集

高齢者の日常生活を支えるサポーターを養成する講座を開催します。活動はゴミ出しや電球の交換、買物の付添いや代行など、あなたのできる時間にできる活動をお願いします。地域のためにあなたができる手助けをしてみませんか？

- 募集人数：先着15名
- 受講料：無料
- 申込方法：お電話またはwebにて申込みください。1月26日(火)締切り



- 日 時：令和3年1月29日(金) 13時30分から
- 会 場：玉名市福祉センター2階会議室B 玉名市岩崎88番地4

【お問合せ・申込み先】
たまな生活サポートセンター（玉名市社会福祉協議会）
玉名市岩崎88番地4 玉名市福祉センター内 TEL0968-71-0080



赤十字講習会救急法基礎講習を開催します



地震や自然災害、交通事故などはいつ起こるかわかりません。もし、そのような事態にあなただけ対応できれば大事な命が救われるかもしれません。災害時に備え日赤救急法救急員養成講習を受講してみませんか？参加希望の方はお早めにお申し込みください。

受講資格：玉名市在住の方または玉名市に通勤通学されている満15歳以上の方。

定員：10名 ※定員になり次第締め切ります。



参加費
無料

申込期限：2月19日(金)まで

【基礎講習】

傷病者の観察のしかた、及び一次救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去)など救急法の基礎講習です。

日時：2月27日(土) 10:00~16:00

※実技試験、筆記試験があります。

- 新型コロナウイルス感染症対策を行い実施いたします。(アルコール消毒の徹底、検温、換気)
- 少しでも体調のすぐれない方はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 新型コロナウイルスの影響により中止する場合がございます。ご了承ください。
- 当日は、マスク着用の上、ご参加ください。会場内は飲食禁止です。

【持ってくるもの】

- 筆記用具
 - 動きやすい服装(ジャージ等)でご参加ください。
- 参加希望の方は下記までご連絡ください。

お申込み・お問合せ先
日本赤十字社熊本県支部玉名市地区
TEL 73-9050(担当：古田)

場所：横島総合保健福祉センター多目的ホール
玉名市横島町横島3923



〈心肺蘇生法とAEDの使い方〉



〈三角巾を使った前腕の傷の手当て〉



〈大腿骨の骨折の手当て〉



〈毛布を使った担架搬送〉



〈下腿の傷の手当て〉



〈頭頂部の傷の手当て〉

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの方へ緊急貸付に関するご案内

受付期間の延長

令和3年
3月末まで

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により、緊急かつ一時的な生計維持のための資金や生活再建までの資金の貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で内定が取り消された方は対象ではありません。

緊急小口資金

- 貸付上限額 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内

総合支援資金

- 貸付上限額 2人以上世帯 月20万円以内
単身世帯 月15万円以内
- 貸付期間 原則3か月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内

■貸付利子／無利子 ■保証人／不要

■借入申込みに必要なもの

- ①世帯全員分の住民票（世帯全員分及び続柄記載発行3か月以内のもの）
- ②身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- ③申込者の預金通帳及び印鑑（総合支援資金は実印）
- ④収入が減少・失業したことが確認できる書類
失業の場合・・・雇用保険受給者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令等の写し等
廃業の場合・・・個人事業の廃業届出の写し等
減収の場合・・・収入が減少したことがわかる書類の写し

■貸付金の交付方法

各資金の申込書類を確認後、借入申込者が指定する金融機関口座に後日送金します。

- 緊急小口資金 10日程度
- 総合支援資金 14日程度

■借入申込方法

- ①窓口での借入申込
必要書類をご準備のうえ、玉名市社会福祉協議会の窓口へお越しください。
○相談申込受付時間：午前10時～午後4時（土日祝日を除く）
- ②郵送による借入申込
熊本県社会福祉協議会ホームページ（www.fukushi-kumamoto.or.jp/）から関係書類を入手のうえ、必要な書類をご用意いただき、玉名市社会福祉協議会へ郵送してください。

お問合せ先・郵送先 〒865-0016 玉名市岩崎 88-4 玉名市福祉センター内
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 地域福祉課まで TEL 71-0080 FAX 72-0846

特例貸付に関する相談コールセンター

各都道府県の社会福祉協議会では、休業や失業等により当面の生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。この特例貸付に関するお問い合わせを受け付ける専用ダイヤル「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」を設置しています。

〈個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター〉

0120-46-1999 受付時間／9:00～21:00(土日・祝日を含む)

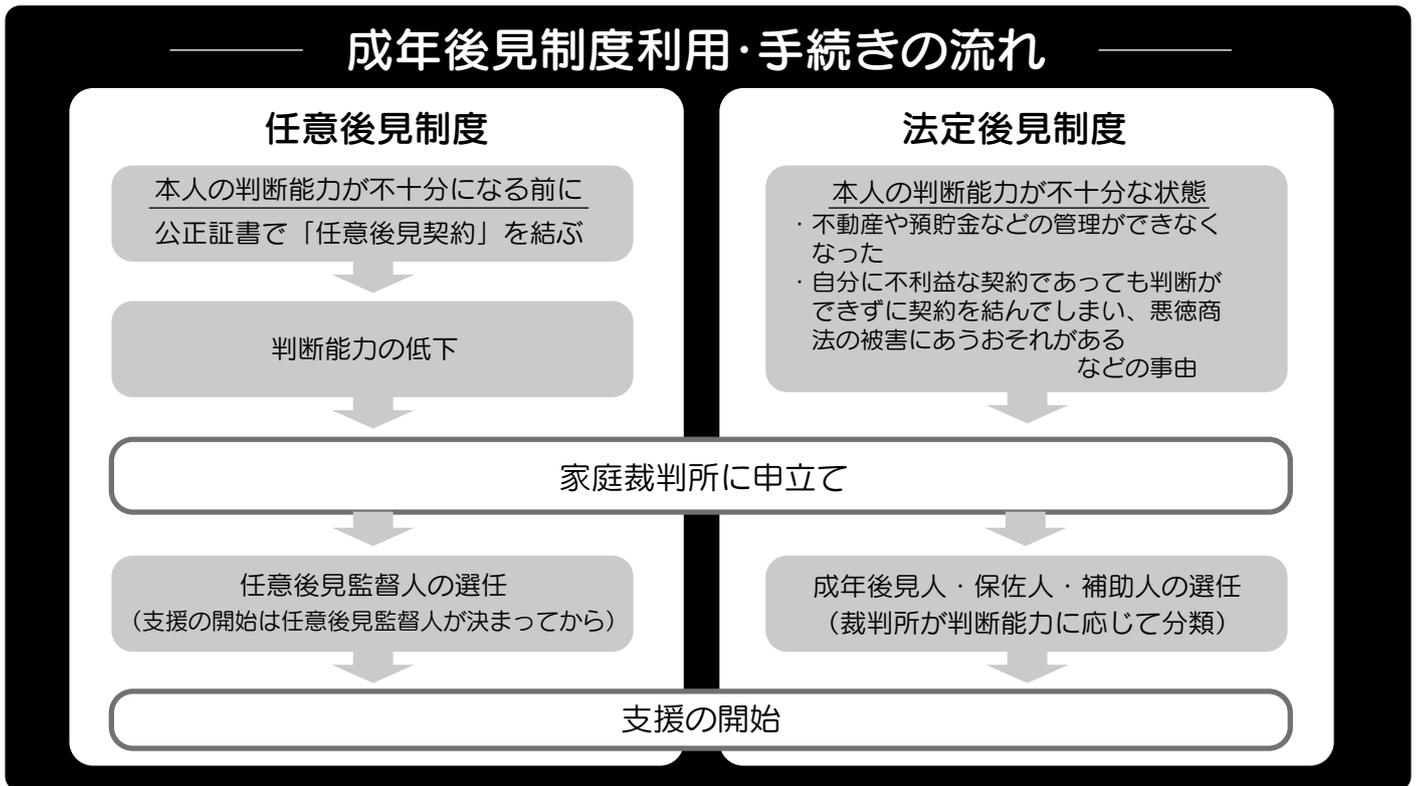
今回の生活福祉資金特例貸付につきましては、対象者の緩和や手続きの簡素化が随時行われています。そのため、当初は対象外とされた方も対象となっておられる場合がございます。大変申し訳ございませんが、随時ご相談いただきご確認をお願いします。

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 たまな成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分なため、ご自身で契約や財産の管理などを行うことが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようお手伝いします。

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が不十分な方を保護し、権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。



たまな成年後見センターでは…

たまな成年後見センターでは皆様からの相談、成年後見制度利用などに対してお手伝いいたします。

●相談(無料)

電話や窓口でセンター職員が相談をお受けします。

成年後見制度を利用するための手続きや、申立てに関するアドバイスを行います。

【相談時間】

月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00（土・日・祝日および年末年始はお休みになります）

●法定後見制度の受任

【受任対象者】

玉名市に住民登録があり、居住している方で、かつ次のいずれかに該当する方。

- ・生活保護者、生活困窮者
- ・親族による後見等が困難な方
- ・その他、特別の事由により本会の支援が必要と判断される方

お困りのときは、
たまな成年後見センターへご相談下さい。

玉名市社会福祉協議会 たまな成年後見センター
TEL 71-0080 FAX 72-0846

○戸別募金	4,891件	2,445,500円
○大口募金	1件	1,000円
○法人募金	3件	15,000円
○学校募金	1件	13,747円
○職域募金	6件	500,621円
○その他の募金	4件	8,201円

第2回送金額合計 2,984,069円

送金額合計 8,033,280円

赤い羽根共同募金実績報告

赤い羽根共同募金【第2回送金】

令和2年11月20日入金分まで



法人募金

(有)加登屋無線電機商会 / 坂本産婦人科クリニック / 有明環境技研(株)天水営業所

大口募金 谷口一男 **学校募金** 玉名市立玉名中学校

職域募金

玉名市役所 / 社会福祉法人敬愛福社会敬愛保育園

社会福祉法人浩風会岱山苑 / 玉名ゆりかご保育園 /

玉名市身体障害者福祉協議会天水支部 / 玉名市第3民生委員児童委員協議会

敬称略・順不同



ご協力ありがとうございました



たまっ子らんど ミニクリスマス会を開催しました！



人形劇「はらぺこあおむし」



サンタさんからのプレゼント！

12月11日、18日に玉名市福祉センターたまっ子らんどにおいて、ミニクリスマス会を開催しました。今年度は、新型コロナウイルスの感染防止のために、各日10組限定(予約制)のミニクリスマス会となりましたが、ハンドベルや人形劇、ブラックシアター「あわてんぼうのサンタクロース」などが披露されました。最後にはサンタさんより子どもたちへクリスマスプレゼントが渡され、笑顔いっぱいのミニクリスマス会となりました。

善意の寄附のご紹介

(令和2年11月1日～令和2年11月30日受付まで)

《香典返し》

次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。

(敬称略・順不同)

〈玉名町地区〉

松本 寛治(亡姉貞子)

大保 雅允(亡妻益美)

三ツ川多賀子(亡夫昌信)

横川 和盛(亡母サヤ子)

上田 浩代(亡母小川フミ子)

美奈川清人(亡母八マ子)

〈築山地区〉

植野 精一(亡弟岱次)

野田 洋子(亡夫悟)

〈滑石地区〉

栗田 淳子(亡夫眞一)

一三三國子(亡夫博美)

〈豊水地区〉

中村 稔(亡父正治)

源 秀明(亡母八ル子)

小山 昌秀(亡母伊都子)

〈伊倉地区〉

吉川 文博(亡母サダ子)

西川 春隆(亡母タマ子)

〈八嘉地区〉

原田 宗之(亡母てる子)

二島 博昭(亡母千里)

〈睦合地区〉

斉藤 靖博(亡母アヤ子)

坂田 恵一(亡母匡子)

〈大野地区〉

柴尾 愛子(亡夫美智夫)

藤本 信子(亡弟西山正信)

茂村 光子(亡夫廣)

〈高道地区〉

磯田 純子(亡夫誠一)

福村 定子(亡夫定行)

雪田ヒロム(亡夫保則)

〈横島地区〉

孝富士春香(亡夫進)

柴尾 昭子(亡夫和典)

〈玉水地区〉

齊藤百合子(亡夫満明)

上田ヨシエ(亡夫眞助)

参加費 無料

令和2年度

手話体験教室



手話はコミュニケーション方法の1つです。皆さんが手話に興味を持ち知ることによって支えられる人がたくさんいます。

この教室は手話の初級編ですのでお気軽にご参加ください!

- 日 時：令和3年 (4回実施) 2月5日(金)、2月12日(金)、2月19日(金)、2月26日(金)
- 時 間：午後7時～午後9時
- 場 所：玉名市福祉センター2F会議室B 玉名市岩崎88-4
- 参加者：玉名市在住または玉名市に通勤通学されている方
- 定 員：先着20名 ●締切2月3日(水)17時まで
- 講 師：熊本県ろう者福祉協会横山龍介氏
- 協 力：熊本県手話サークル玉名わかぎ
- 主 催：玉名市社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症対策を行い実施いたします。(アルコール消毒の徹底、検温、換気)少しでも体調のすぐれない方はご遠慮いただきますようお願い致します。新型コロナウイルスの影響により延期または中止にする場合もございます。ご了承ください。当日はマスク着用の上で参加ください。

お申込み・お問合せ先
玉名市社会福祉協議会へ電話にてお申し込みください。
☎0968-73-9050 担当：地域福祉課 穴井

無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
- ◆相談時間 14：00～16：00 (1件30分)
- ◆場 所 玉名市福祉センター
- ◆申 込 事前予約制 (相談日の前日正午まで)
玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080
※玉名市に居住する方が対象です。
※相談回数は年度内1回のみです。